

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、施行規則	検討委員会での検討内容
(居宅訪問型保育事業) 条例 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育	障害や疾病等により、集団保育が困難であると認められる乳幼児かの判断は、保護者・保護者と面談し、「障害児等保育検討委員会」から助言を得た上で、区が行う必要がある。
(居宅訪問型保育事業者の要件等) 条例 第39条 居宅訪問型保育事業者は、規則に定める要件を満たす法人でなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育を提供するに際しては、自らが運営する保育施設と連携を図り、及び当該保育施設から必要な支援を受けなければならない。 規則 第10条 条例第39条第1項に規定する規則で定める要件は、居宅訪問型保育事業者は、事業開始までに、東京都近郊において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業、認可外保育施設（法第59条の2第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ている東京都認証保育所、保育室、ベビーホテル及び院内保育所等に限る。）を1年以上運営し、良好な実績を有する法人でなければならないものとする。 2 居宅訪問型保育事業者は、他の法人が運営する保育施設に居宅訪問型保育事業の実施を委託してはならない。	事業者には、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、障害児通所施設等を運営する事業者も想定される。 また、医療的ケアを提供する場合は、事業者として一定の要件を満たした上で「登録特定行為事業者」としての都への登録が必要である。
(職員) 条例 第41条 居宅訪問型保育事業を行う家庭的保育者は、第24条第2項に規定する区長が行う研修を修了した保育士、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し、かつ、保育経験を有する者であって、同項各号のいずれにも該当するものでなければならない。 2 前項に規定する家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。	保育者には、障害や医療的ケアに関する専門的な知識や支援力が求められるため、都等で実施している「たんの吸引等のための研修」の受講と「認定特定行為業務従事者」の認定申請が必要になる。 また、「保育経験」に児童発達支援施設等での保育経験を含める等して人材を確保する必要がある。
(居宅訪問型保育連携施設) 条例 第42条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。	自宅での1対1保育の時間を長時間としないために、日中の時間を「児童発達支援事業」の施設で療育するなど保育内容についての工夫が必要である。また、人材の育成や専門的な支援について、「児童発達支援事業」との連携体制の整備が必要である。